

だより」等にて市民への周知を図っていく。

## 一部事務組合

○彩北広域清掃組合のこれを組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について（原案可決）

新たな広域化により、し尿を除く一般廃棄物の長期的な安定処理、効率化及び財政負担の軽減を図ることを目的として、彩北広域清掃組合を組織する地方公共団体に平成26年4月1日から北本市を加え、共同処理する事務を変更し、及び彩北広域清掃組合規約を変更することについて、関係市である鴻巣市及び北本市と協議するため、地方自治法第



ごみの搬入(小針焼却場)

290条の規定により、議会の議決を得るものである。

主な変更内容としては、一部事務組合の名称を「彩北広域清掃組合」から「鴻巣行田北本環境資源組合」に、組合の構成市として、北本市を加えた「鴻巣市、行田市及び北本市の3市をもって組織する。」に、共同処理する事務として、現施設の運営管理に係る事務及び新たなごみ処理広域化に係る事務とすること、組合の議会の議員定数10人

を14人とし、現在の選出区分である「行田市7人、鴻巣市3人」から「鴻巣市5人、行田市5人、北本市4人」とする。また、特別議決に関する規定を新たに加えるものである。

**質疑** これまでの本市の組合議員定数は、どのように担保されるのか。

**答** 今回の3市による新たな広域化では、基本を3市平等であると考え、各市それぞれ4人とし、これに現施設のあ

**質疑** 長期的に計画される事業と現在の事業の区分について。

**答** 長期的に計画される事業は、新たなごみ処理広域化に係るもの、また、現在の彩北広域清掃組合の事業については、現施設の管理運営に係るものとして区分し、期間は、し尿を除く一般廃棄物の処理施設の建設及びこれに附帯する事務が完了するまでである。

**質疑** 事務を共同処理する理由について。

**答** ごみ処理の広域化については、鴻巣行田北本環境資源組合を事業主体とし、平成26年4月から新処理施設の建設に係る各種計画の策定を開始する予定である。

新組合で共同処理する事務は、現施設の運営管理に係る可燃物焼却施設及び最終処分場の事務を規定している。

また、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整並びに当該計画に基づくし尿処理施設の建設及びこれに附帯する事務をそれぞれ規定している。

**質疑** 特別議決とは。  
**答** 現施設の運営管理に係る

可燃物焼却施設及び最終処分場の運営管理に係る事務に関するものについて、本市と鴻巣市の意向を反映させるため、本市5人、鴻巣市5人の組合

議員の出席者の過半数の賛成を含む、総数の出席者の過半数でこれを決するものである。

補正予算  
補正総額  
1億8835万円余り

○平成25年度行田市一般会計補正予算（原案可決）

当初予算に計上されている各種施策を効率的に推進するための所要経費を補正措置するとともに、地域の元氣臨時交付金の交付限度額が提示されたため、財源振替等を行うものである。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8835万5千円を追加し、予算総額を254億7060万4千円とするものである。

歳出の主な内容として、総務費では第4種踏切である東行田第1踏切の踏切保安設備整備にかかる工事費負担金。

民生費では身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入

費補助金や、生活保護費の各種扶助費の追加措置。

農業費では就農前後の青年新規就農者への給付金支援事業費。

商工費では観光向けの安心安全観光情報誌の制作委託料。土木費では市内4箇所の公園で、公園利用者の安全を確保するため、劣化した防護柵の修繕料。

教育費では教育文化センター空調設備の修繕や、学校給食センターの家用電気工作物の修繕料が主なものである。

また、繰越明許費補正では子ども・子育て支援新制度電子システム導入事業など3事業について繰越するものである。

なお、債務負担行為の補正では、新年度当初から業務に着手する必要がある清掃業務委託や地域子育て支援拠点事業委託など7事業の債務負担行為を設定するもので、今年度中に契約事務手続きを行うことにより、業務の円滑な遂行を図ろうとするものである。

**質疑** 軽度・中等度の難聴児の補聴器の補助に関し、なぜもっと早く実施できなかった